

墨田区介護保険条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
(保険料の額)	(保険料率)
<p>第10条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料の額は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>3万6,036円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>4万5,144円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>5万4,648円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>6万9,300円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>7万9,200円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>8万9,100円</u> ア・イ 〔略〕</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>9万9,000円</u> ア・イ 〔略〕</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>11万8,800円</u> ア・イ 〔略〕</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>13万2,660円</u> ア・イ 〔略〕</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>15万480円</u> ア・イ 〔略〕</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>18万8,100円</u> ア・イ 〔略〕</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>20万9,880円</u> ア・イ 〔略〕</p>	<p>第10条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>3万8,340円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>4万7,925円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>5万7,510円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>6万7,095円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>7万6,680円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>8万6,265円</u> ア・イ 〔略〕</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>9万5,850円</u> ア・イ 〔略〕</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>11万5,020円</u> ア・イ 〔略〕</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>12万6,522円</u> ア・イ 〔略〕</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>14万1,858円</u> ア・イ 〔略〕</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>17万6,364円</u> ア・イ 〔略〕</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>19万5,534円</u> ア・イ 〔略〕</p>

(13) 次のいずれかに該当する者 23万3,640円

ア・イ 〔略〕

(14) 次のいずれかに該当する者 26万1,360円

ア・イ 〔略〕

(15) 前各号のいずれにも該当しない者 28万9,080円

2 前項第1号の規定にかかわらず、同号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料の額は、2万2,572円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料の額について準用する。この場合において、前項中「2万2,572円」とあるのは、「2万9,304円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料の額について準用する。この場合において、第2項中「2万2,572円」とあるのは、「5万4,252円」と読み替えるものとする。

(普通徴収の特例)

第15条 第13条第1項の規定にかかわらず、保険料の算定の基礎に用いる特別区民税の課税非課税の別又は合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料を確定することができない場合（以下「当該年度の保険料を確定できない場合」という。）においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者について、その者の前年度の特別区民税の課税非課税の別及び合計所得金額に基づき、当該年度の保険料の額を当該年度の納期の数で除して得た額（区長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において区長が定める額とする。）をそれぞれの納期に係る保険料と

(13) 次のいずれかに該当する者 21万4,704円

ア・イ 〔略〕

(14) 次のいずれかに該当する者 23万7,708円

ア・イ 〔略〕

(15) 前各号のいずれにも該当しない者 26万712円

2 前項第1号の規定にかかわらず、同号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、2万3,004円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「2万3,004円」とあるのは、「2万8,755円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「2万3,004円」とあるのは、「5万3,676円」と読み替えるものとする。

〔同左〕

第15条 第13条第1項の規定にかかわらず、保険料の算定の基礎に用いる特別区民税の課税非課税の別又は合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料を確定することができない場合（以下「当該年度の保険料を確定できない場合」という。）においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者について、その者の前年度の特別区民税の課税非課税の別及び合計所得金額に基づき、当該年度の保険料率による保険料の額を当該年度の納期の数で除して得た額（区長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において区長が定める額とする。）をそれぞれの納期

する。 2 〔略〕	に係る保険料とする。 2 〔略〕
--------------	---------------------

付 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第10条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。